

**令和5年度（2023年度）事業  
地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者公募要項  
（2次募集）**

---

**令和4年（2022年）10月**

**和歌山市 介護保険課**

# 目次

1	公募の目的	1
2	公募対象施設	1
3	応募者の資格要件	2
4	応募要件	3
5	補助金について	5
6	応募手続	5
7	審査	6
8	留意事項	6
9	公募スケジュール	6
10	様式等一覧	7
	参考資料1 日常生活圏域一覧	8

# 1 公募の目的

本市では、「第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、令和5年度（2023年度）整備予定の地域密着型特別養護老人ホームの整備について、整備事業者を募集します。

整備を希望される法人（法人を設立しようとする者を含む。）におかれましては、本要項及び関係法令等を十分にご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

# 2 公募対象施設

## (1) 応募床数

<b>地域密着型特別養護老人ホーム</b>	<b>29床×1施設</b>
-----------------------	----------------

## (2) 併設事業所

他の介護保険関係事業所の併設については、任意としますが、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を併設する場合は、選定審査において加点します。

## (3) 整備圏域

**建設地については、圏域等の指定は行いませんが、地域密着型サービス事業所として、各圏域の立地バランスを考慮する必要があることから、他の介護老人福祉施設の立地状況を確認の上、特に整備の必要性が高いと考えられる圏域の整備について、ご検討をお願いします。**

## (4) 施設形態

ア 原則、全室個室のユニット型とします。（ショートステイを併設する場合も同様。ショートステイは特別養護老人ホームの定員以下となっています。）1ユニットの定員は原則として10人以下で、15人を超えないものとします。

イ 単独設置、本体施設のあるサテライト型を問いません。

なお、サテライト型について、本体施設は「サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所」に限定されています。また、本体施設とサテライト型施設の距離は通常の利用手段を利用して、おおむね20分以内で移動できる範囲内としています。

## (5) 整備年度

今回の公募は、令和5年度（2023年度）事業です。原則、令和5年度（2023年度）中に整備事業を完了するものとします。

### 3 応募者の資格要件

以下の要件をすべて満たしていないと応募者としての資格はありませんのでご注意ください。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 新たに社会福祉法人の設立を予定している者にあつては、応募書類提出時に社会福祉法人設立準備委員会が発足され、社会福祉法人設立所管課と設立に関する協議を行っている場合に限り応募資格を有するものとする。なお、施設整備に着手するまでに、社会福祉法人の設立認可を受け設立登記が完了していること。
- (3) 社会福祉法第72条、介護保険法第78条の2第4項及び第6項の各号に該当しないこと。
- (4) 法人の代表者及び役員が、和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号）第2条に規定する、暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体の構成員でないこと。
- (5) 法人及び法人代表者が、国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (6) 平成29年4月以降、改善命令等の行政処分を受けていないこと。

## 4 応募要件

「3 応募者の資格要件」を満たした上で、以下の条件のもと、書類の提出をお願いします。

### (1) 事前協議について

ア 受付期間 令和4年(2022年)10月11日(火)から同年11月30日(水)まで(土日祝を除く。)

イ 協議方法 整備を検討している法人は必ず上記の期間内において事前協議申込書(共通様式)を介護保険課へ提出し、日程を調整した上で協議を行ってください。

なお、事前協議を行っていない場合は、応募申込書の受付はできませんので、必ず事前協議を経た上で応募を行ってください。

ウ 提出方法 介護保険課へ直接持参又はメールで送信してください。

※メール送信の件名は「公募事前協議申込書」としてください。

### (2) 整備計画について

施設整備計画、事業計画の策定にあたっては、設備及び運営に関する基準を満たすことはもとより、ユニットケア、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他関係法令及び関係通知並びにこの要項等を確認し、関係部署・機関と十分に打ち合わせを行った上で応募してください。(併設施設についても同様とします。)

#### (関係通知)

- ・和歌山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について  
(平成12年3月17日老発第214号)
- ・和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  
(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
- ・社会福祉施設における防火安全対策の強化について  
(昭和62年9月18日社施第107号)

#### (参考文献)

- ・介護保険制度の解説 - 令和3年度版 -  
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 - 令和3年4月版 -  
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 - 令和3年4月版 -  
発行 社会保険研究所
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 - 令和3年4月版 -  
発行 社会保険研究所
- ・老人福祉関係法令通知集 [平成27年改訂版]  
発行 第一法規
- ・個室ユニットケア型施設 計画ガイドライン  
発行 (社)日本医療福祉建築協会 発売 中央法規出版株式会社

### (3) 整備予定地について

- ア 整備予定地は事業者が確保すること。(応募時において確保する必要はありませんが、売買確約書等により事業予定地が確保されていること)
- イ 整備予定地は原則法人が所有権を有するか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることとするが、それによりがたい場合、民間から貸与を受け特別養護老人ホームを設置しても差し支えない。ただし、地上権または賃借権の設定・登記を行い、賃料に関しては無料または極力低額が望ましいこと。
- ウ 都市計画法、農地法、文化財保護法等の許認可が確実に得られること。(応募前に必ず各担当部署の窓口で特別養護老人ホームの整備に際し必要となる手続の確認を行い、【様式6】で報告してください。)
- エ 災害(土砂・がけ崩れ・洪水・津波等)に対する安全性が確保されていること。
- オ 抵当権などの所有権を制限する権利が設定されていないこと。設定されている場合は、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に整備予定地を自己所有している場合で当該施設を建設するために設定する抵当権を除きます。
- カ 整備予定地の隣接地権者、町内会等の地域住民に対して説明等の必要な対応を行い、施設建設が円滑に進められる見込があること。

### (4) 資金計画について

- ア 施設整備に係る資金(土地取得資金、土地造成費、施設整備費、設計管理費、設備整備費等)については、全額自己資金が望ましいですが、借入れを予定している場合はその資金における、10分の1以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。
- イ 運転資金は、施設の運営収入が確保されるまでの資金として、全額自己資金が望ましいですが、借入れを予定している場合、年間事業の12分の2以上は自己資金を確保すること。なお、銀行等からの借入れは自己資金とみなしません。

※ 地域密着型特別養護老人ホームの整備にあたり、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関から融資を受けることができます。詳細は、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

### (5) 社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

入所者の負担額について、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」の軽減措置を施設開設時から実施する予定であること。

## 5 補助金について

令和5年度の補助金については未定ですので、参考までに令和4年9月末現在の単価を以下のとおりお示しします。(単価は、今後、法令等により改定される場合があります。)

<参考>和歌山県地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金に基づく単価(令和4年9月末現在)

○地域密着型特別養護老人ホーム	施設整備補助金	4,480千円/床
	施設開設準備補助金	839千円/床

注) 施設整備補助金について、土地の取得費用及び敷地造成費用等は補助対象外となります。

(併設事業所)

○併設ショートステイ	施設整備補助金	4,480千円/床
	施設開設準備補助金	839千円/床
○小規模多機能型居宅介護	施設開設準備補助金	839千円/床
○看護小規模多機能型居宅介護	施設開設準備補助金	839千円/床
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設開設準備補助金	14,000千円/施設

## 6 応募手続

(1) 応募書類の提出

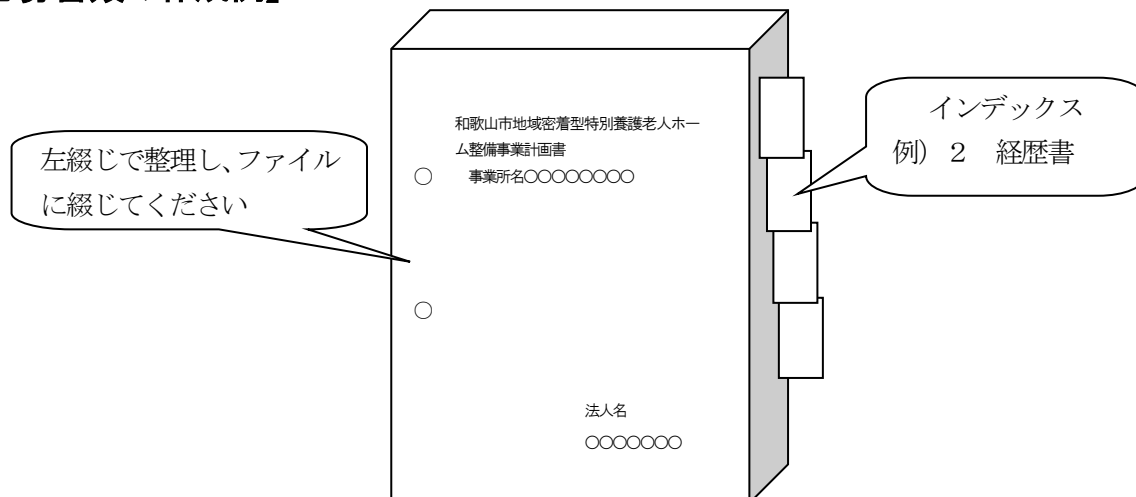
- ア 受付期間 令和4年(2022年)12月1日(木)から同月9日(金)まで(土日祝を除く。)
- イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- ウ 受付方法 和歌山市役所東庁舎2階介護保険課窓口に応募申込書を持参してください。
- エ 提出書類 別紙「提出書類一覧表」参照のこと。

※提出書類一覧の順番にA4サイズ(図面等はA3版をA4折とする)・左綴じで整理し、書類番号のインデックスをつけてください。(下図を参考にしてください)

オ 提出部数 正本 1部 副本 8部(計9部)

(副本については、証明書等も含めてすべてコピー可とします。)

### 【応募書類の作成例】



## 7 審査

- (1) 審査は提出書類及びヒアリング（日程については書類提出後に個別に通知します。）により行います。
- (2) 本審査において決定するのは、施設整備計画上の整備枠配分に基づく協議対象者であり、この決定において施設整備における各種法律上の制限・許認可及び事業者の指定を受けたことにはならないので注意してください。
- (3) 応募者がいない場合、又は審査の結果によりすべての提案について適当でないと判断した場合は、協議対象者の決定を行わないことがあります。
- (4) 審査結果は、市のホームページに掲載するとともに応募者に郵送で通知します。

## 8 留意事項

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類の受付期間以降の差し替え及び再提出は原則認めません。
- (3) 提出された書類は、返却しません。
- (4) 提出された書類は、和歌山市情報公開条例の定めにより、公開する場合があります。
- (5) 選定後の権利譲渡は認めません。
- (6) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合、又は、事業開始までの間に提出書類の内容の変更により重大な支障をきたす場合は、協議対象者として決定を取り消す場合があります。  
また、選定された法人が協議対象者としての決定を取り消された場合は、次点の法人を協議対象者とすることがあります。

## 9 公募スケジュール（予定）

日程		事項
令和4年	10月11日（火）	事前協議受付開始
	11月30日（水）	事前協議受付終了
	12月 1日（木）	応募受付開始
	12月 9日（金）	応募受付締切
令和5年	1月下旬	ヒアリング審査
	2月中旬	結果通知

※応募法人数等により、スケジュールが変更となる場合があります。



## 10 様式等一覧

【別紙】令和5年度(2023年度)事業地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者公募に係る提出書類一覧

【様式1】令和5年度(2023年度)事業地域密着型特別養護老人ホーム整備事業者公募に関する応募申込書

【様式2】経歴書

【様式3】地域連携の計画について

【様式4】従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

【様式5】用地総括表

【様式6】関係部署・機関との協議状況及び今後の予定について

【様式7】ヒアリング出席予定者名簿

〒640 - 8511

和歌山県和歌山市七番丁23番地

和歌山市健康局保険医療部介護保険課

TEL 073-435-1190

E-mail kaigohoken@city.wakayama.lg.jp

## 日常生活圏域一覧

### ※所在地から地区を調べる場合

和歌山市ホームページのトップページから、

市政



組織案内



自治振興課



「あなたがお住まいの地区をお調べできます」で調べることができます。またページ番号1006534でも調べることができます。

日常生活圏域	地区名
1	加太
	西脇
2	木本
	貴志
3	松江
	湊
4	野崎
	楠見
5	有功
	直川
6	紀伊
	山口
	川永
7	西和佐
	和佐
	小倉
8	東山東
	西山東
	岡崎
9	三田
	名草
	安原
10	雑賀
	雑賀崎
	田野
	和歌浦
11	宮
	宮前
12	砂山
	吹上
	今福
	高松
13	新南
	大新
	広瀬
	芦原
14	四箇郷
	宮北
	中之島
15	本町
	城北
	雄湊